

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面・書証等提出書

2017年8月28日

東京地方裁判所民事第13部 御中 (FAX03-3592-9464)

被告 示現舎合同会社代表者代表社員 官部龍彦殿

官部龍彦殿・三品純殿 (FAX020-4664-2806)

原告ら代理人 弁護士 指宿 昭一



FAX03-6427-5903

頭書事件について、原告代理人は、下記書面を提出します。

記

- 1 準備書面4 58頁
- 2 証拠説明書7 6頁

*書証(甲48~80)は郵送します。

準備書面・書証受領書

東京地方裁判所民事第13部 御中 (FAX03-3592-9464)

原告訴訟代理人 弁護士 指宿昭一 宛 (FAX03-6427-5903)

上記書面を受領しました。

2017年 月 日

被告示現舎合同会社代表者代表社員官部龍彦 印

被告官部龍彦 印

被告三品純 印

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外 2 4 7 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2017年8月28日

準備書面 4

東京地方裁判所民事 1 3 部 御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健



同 山 本 志



同 指 宿 昭



同 中 井 雅



原告らは本準備書面で、従前の主張に対する補足を行う。

第1 部落差別解消推進法の成立とその意義

1 「部落差別が存在」していることを確認

2016年5月19日、部落差別の解消の推進に関する法律(別紙。以下、「部落差別解消推進法」という。)が自民党、公明党、民進党の3党により衆議院に共同提出され、同年12月9日に成立し、同月16日に公布、施行された。

部落差別解消推進法は、第1条の「目的」において、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」という認識を示している。この認識は、部落差別解消推進法制定以前からの普遍的な原則を示したものであり、被告らが本件権利侵害行為を行った当時にも該当するものである。すなわち、本件権利侵害行為の時点においても、「部落差別が存在」しており、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であったことが確認されているのである。

2 「部落差別の解消に関する施策」についての基本原則を確認

更に、部落差別解消推進法第2条「基本理念」は、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。」と規定している。同条は、憲法の基本的人権を根拠とする規定であることから、立法によって創設的に規定されたものではなく、従前から憲法上求められていた基本原則を確認したものである。ここでは、「部落差別の解消に関する施策」

は、「部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない」という基本原則が示されているが、この基本原則は「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」に則ったものであるということが確認されている。この基本原則が、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定している憲法13条に基づくものであることは明らかである。

3 部落差別解消推進法は、本件権利侵害行為の存在を立法事実として制定されたものであること

部落差別解消推進法は、第1条の「目的」において、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と述べられているが、第4・1(2)で後述するようにインターネットにおける部落差別に関する情報の拡散に対応して立法されたものである。

そして、国会審議において、インターネットによる部落差別の事例として大きく取り上げられているのは、被告らによる全国部落調査のインターネット上の販売及び掲載行為や「同和地区 wiki」のインターネット上への掲載行為である。2016年10月28日の衆議院法務委員会では、議員立法である部落差別解消推進法案の発議者として宮崎政久議員(以下、「宮崎議員」という。)は、神谷昇委員(以下、「神谷委員」という。)の「第一条に行きまして、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」としております。先ほどから出ております、インターネットの発展等によりまして、あっという間に拡散するということが最近多くなっているわけございまして、その中で、具体的にどのような状況が現実には起きているのか、あればお示しを願いたいと思います。」という質問に対して「例えば、インターネットで検索をしますと、インターネット上で、特定地域の地名をもってして、それが差別をされている部落であるということが表示をされている。そして、例えば地名総鑑という昔のものについてもインターネットを通じて販売復刻の動きがあ

ったりとか、現在の地名に置きかえるところいうところが該当する、同和地区であるというような形の掲載をされているようなものが現にネット上にあるわけであります。／特定地域の住民に対して不当な差別的な取り扱いを助長、誘発するような目的であることがその全体のページやスレッドなどの構成から認識できるようなものが現に存在するということは事実でありますし、ネット検索などをすれば出てくるわけであります。」と回答し、また、同じ神谷委員の、「次に、いわゆる同和ウィキのような、インターネット上において特定地域の名前を同和地区であるという掲載をしている行為、これまでも、部落総鑑とか、いろいろな形の中でこういうことがあらわれてきたわけでございます。／このようなインターネット上において掲載する行為について、本案はどのように対応しているのでしょうか、お聞きしたいと思います。」という質問に対して「インターネット上において特定地域の地名が同和地区であるということを明示した上で、それが、例えば、そのページの立て方、スレッドの立て方、その他、その地域の固有の名称以外の全体の記載のあり方などから、要するに、部落差別の解消に関して施策の対象になるようなものであるかどうかということは判断できると考えております。／こういったものがあつた場合には、この法案で申し上げますと、インターネット上にみだりに特定の地域の地名を同和地区であるとして掲載する行為が、例えば、特にネットの特性は、書き込みを行った者から見えない形で他者の人権侵害という形になっていくようなものが多々あるわけでありまして、こういうことについて啓発を行っていくとか、そういうことに関して部落差別であるというお申し出をいただくことに対して、相談に的確に対応していかなければいけない、こういったことを想定しておりまして、それが今回の第六条までの各般の条文の中に規定をさせていただいているところと考えております。」と回答している（甲68-1・3～4頁）。前者が被告らによる全国部落調査のインターネット上の販売及び掲載行為であり、後者が「同和地区 wiki」のインターネット上へ

の掲載行為であることは明らかである。

また、同年12月1日参議院法務委員会では、部落差別解消推進法案の発議者として江田康幸議員（以下、「江田議員」という。）は、佐々木さやか議員（以下、「佐々木議員」という。）の「インターネット上の差別的表現ですとか様々な被害の特徴としては、やはりインターネットというのは瞬時にあらゆる所に広がってしまう、また完全な削除というものはなかなか難しいと、こういう特徴がございます。／こういった中で、この部落差別の問題についてはどのような状況の変化が生じているというふうに御認識なのか、先ほども御答弁の中で少し触れてはいただきましたけれども、例えば具体的な例ですとか、そういったことがあればお示しをいただきたいと思います。」という質問に対して、「事実、先ほども有田先生からの御質問にもありましたけれども、鳥取ループというところが発刊しようとした部落地名総鑑の原点といわれる全国部落調査という、その復刻版をインターネット上にその販売を載せていった事例がございます。それは訴訟によって出版禁止の仮処分が認められたわけでありまして、それはしかし、そのままインターネット上に掲載をされておりまして、アクセスすればそういうものに、入手することができ得るような状況にもあるわけです。／また、先ほどからある、同和地区ウィキというようなものがございますけれども、これについても、さらには、先ほどの全国部落調査というものに対するアカウントをツイッター上に、十分ごとに同書の内容を発信し始めているものもございます。」と回答している（甲69-1・18頁）。回答の前半では、被告官部の通称である「鳥取ループ」という名前が明示されており、これが被告らによる全国部落調査のインターネット上の販売及び掲載行為であり、回答の後半が「同和地区 wiki」のインターネット上への掲載行為であることは明らかである。

このような審議経過から、部落差別解消推進法が本件権利侵害行為の存在を立法事実として制定されたものであることは明らかである。

第2 ウェブ上の記事掲載に係る被告らの責任

1 「同和地区.みんな」の記事掲載に対する被告らの責任

被告官部は「同和地区.みんな」の管理を行っていることが、ドメインの管理状況から明らかであり、当該ウェブサイトへの書き込みの多寡を問わず、自ら管理している当該ウェブサイト上における記事掲載について責任を免れない（以下（1）で述べる）。被告三品及び被告示現舎についても、被告官部とともに当該ウェブサイトを共同で管理していた者として同様である。

また、この理は、ウェブサイト上で多数の者が書き込みができる建前をとっているウェブサイトであっても変わるものではない（以下（2）で述べる）。

このような判断が、本件の関連事件である、本件の原告のうち1名による、被告官部の自宅の仮差押えに対する保全異議審の決定でも示されている（以下（3）で述べる）。

ウェブサイト管理者に対し、当該ウェブサイト内の他人の名誉を毀損する投稿について、削除義務があること、損害賠償責任を負うことが認められた。これは、書き込んだ者が誰かわからない掲示板という「危険なホームページ」を開設している者に対し、名誉権保護の見地から厳しい義務を課したものと評価されている（以下（4）で述べる）。なお、「同和地区.みんな」は、Tor(トーア)という特殊な通信システムを利用し、身元を隠して投稿することが可能な設定になっている。この通信システムは、犯罪に利用されることが危惧され、治安当局も注意喚起を促しているものであって、当該ウェブサイトの「危険性」はきわめて高い（以下、（5）で述べる）。

また、被告官部は、自ら「同和地区.みんな」上の「同和地区 wiki」に投稿を繰り返し、自らも率先して、あるいは他の人物になりすまして、記事の記載を行い、「同和地区 wiki」の内容を実質的に作成していることが強く窺われる。プラットフォームを設置し、その管理を行っているというの

を超えて、掲載された記事に責任を有する立場にあることは明らかである（以下、(6)で述べる）。

(1) 被告宮部による「同和地区.みんな」の管理

被告らは、被告宮部が「同和地区.みんな」のドメインを管理していることを認めるが、一方で、内容についてまで被告らの管理が及ぶものではない旨主張している。

しかし、ドメインを所有し管理しているにもかかわらず、その内容を管理できないということはある得ない。ドメインを所有し、自らホームページを開設している者が当該ホームページを管理できないということはある得ない。つまり、ドメイン所有者が、自らウェブサイト上に設置した掲示板等に投稿された権利侵害情報の内容を知らないということはある得ても、その権利侵害情報を削除する等の管理を行えないということはある得ない。

ア 「whois」情報

インターネットで使用される IP アドレスやドメインは、それぞれに登録者が決まっており、IP アドレス登録者やドメイン登録者には、一定の情報を提供することが義務付けられている。この登録者の情報を照会するサービスを「whois」という。

「同和地区.みんな」の「whois」情報（甲22）には、「registrant name（ドメイン登録者名）」も「registrant organization（ドメイン登録組織）」も「Tatsuhiko Miyabe」と被告宮部の氏名が記載され、登録者の住所、電話番号についても被告らが本件裁判において用いているものが記載されている。「Admin name（ドメイン管理者）」にも「Tech name（技術担当者名）」にも同じく、被告宮部の氏名、住所、電話番号が記載されている。この記載から、被告宮部が、「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区.みんな」）のウェブサイト管理者であることは明白である。

イ 同和地区 Wiki 上の利用者権限

原告らは、2016年3月30日に、「同和地区 Wiki」上の「利用者一覧」を取得しているが、そこでは、「ビューロクラット」（利用者に管理者権限やビューロクラット権限を付与すること、利用者に削除者・巻き戻し者・インターフェース編集者権限を付与することができる、管理者の上に位置づけられる利用者権限区分のこと（甲75））として、2014年5月7日、WikiSysop（ウィキシスオペ）、Tottoriloop（鳥取ループ）が登録されたことによって、同和地区 Wiki が開設されたことが明示されている（甲76「利用者一覧」）。

そうすると、被告官部が、万が一、「同和地区.みんな」ドメイン内のウェブサイト上の投稿について自ら投稿していない権利侵害情報があったとしても、その管理責任を負う以上、不法行為責任を免れることができないのは当然である。

ウ 被告官部自身のインターネット上での発言

被告官部は、自身が「鳥取ループ」というペンネームを使って情報発信を行っているツイッター上に、2014年5月8日に「同和地区 wiki を設置しました。まだほとんどコンテンツがなく、これからが長い作業になります。接続には Tor が必要です。」と書き込み、URL を添付している。また、同月11日には、「同和地区 Wiki のアドレスを微妙に変えました。こちらにアクセスしてください。例によって Tor が必要です。」と書き込んで、変更後のURL を添付し、さらに、「同和地区 Wiki を開設しました。」と、自身が「鳥取ループ」として情報発信しているブログとリンクさせている。そこには、「同和地区 Wiki を開設しました」というタイトルのもと、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和地区 Wiki』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイト・・・」という宣伝文句が掲げられていた（甲78）。

このブログの記事は、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和

地区 Wiki』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイトです。同和地区の実態調査は過去何回か政府により行われてきましたが、これを民間の力でやってしまおうという考えです。」と続いている（甲9）。

そして、鳥取ループこと被告宮部が上記記載を行った2014年5月8日とは、被告宮部が同和地区 Wiki を開設したことが「利用者一覧」上で明らかな、2014年5月7日深夜の翌日であり、被告宮部が同和地区 Wiki を自身の目的達成のために開設したものであることが裏付けられる。

被告宮部は、また、2016年1月、被告示現舎のホームページに、「鳥取ループ」名で、「追跡！部落地名総鑑」という文章を2回に分けて掲載している。ここでは、被差別部落の一覧を掲載した図書を総称して、俗に部落地名総鑑と呼ばれるとして、部落地名総鑑の資料についてどのように扱うべきかという難問を解決するには、「部落地名総鑑を無料で公開すればよい」として（甲18・3頁）、3つのアプローチを提示している。

そして、3つのアプローチのうち、第一は現存する部落地名総鑑を探すこと、第二は自分で作ること、第三は部落地名総鑑の原典を探すことだとし、第一については徹底的にやってみたが難しく、第二については「同和地区 Wiki」を作成することで、そこそこまでいっているが、情報のばらつきが多くなってしまったため、第三のアプローチに挑戦したところ、2015年12月に、某所で原典と思われる「全国部落調査」を見つけることができた、と記載している（甲18、甲19）。

つまり、被告宮部は、被差別部落の一覧という資料を広く世間に提供するという共通の目的のための、異なるアプローチとして、「同和地区 Wiki」の開設と「全国部落調査」の出版・公開を位置づけているのである。

同和地区 Wiki について書かれた第二のアプローチの部分には、以下のような記載がある（甲18・4頁）。

「部落地名総鑑を手に入れることは無理でも、都道府県、市区町村単位の部落一覧を手に入れるのであれば比較的敷居は低い。行政や運動団体が出版したものが図書館に普通に置かれていることがあるし、隣保館等の同和対策施設の場所から明らかになることもある。

時には実地調査も行いつつ、それらを地道に収集すれば部落地名総鑑を作ることができるのではないか。情報化が進行した現在では、ひよっとすると昔より高精度な物が作れるかもしれない。

そのために著者が開設したサイトが、同和地区 Wiki である。」

つまり、ここでは、高精度な現代版部落地名総鑑を作ること、それを目的にして、被告宮部自身が「同和地区 Wiki」を開設し、そこへの情報集約を呼びかけていることがこれ以上ないほど明確に示されている。

また、被告宮部は、ウェブサイトの記事掲載に関する仮処分決定が出た後、「『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。」（甲48）と述べているのであり、「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである」（甲49）と述べているのであるから、「同和地区.みんな」ドメイン内の投稿内容について、自己の意思のもとに管理を行っていたことは明らかである。

（2）投稿が可能であっても管理責任を負うのは当然である

「同和地区.みんな」（ウェブサイト「同和地区 Wiki」）が、不特定多数者が書き込むことができる Wikipedia と同様のものだとしても、被告らが内容についてまで管理責任を負うという結論にはいささかも影響しない。

被告らが運営管理している「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区．みんな」）は、前記 whois 情報からも明らかなように被告宮部が運営責任を負うことが明示されているホームページである。その内容を見ても、Wikipedia と比べれば、比較にならない規模の情報量が掲載しているに過ぎない、個人的に管理・運営を行うホームページであり、被告の「Wikipedia と同様」などという主張は、民事責任を免れるための口実に過ぎない。

しかも、Wikipedia も権利侵害情報の削除義務、場合によっては損害賠償責任を免れているわけではない。インターネット上の表現についても、新聞テレビ等のメディアでの表現または私人による公衆の面前での表現などインターネット以外での表現と同様に、準拠法の問題を除けば、当然に民法、刑法等の実体法規の適用がある。したがって、Wikipedia と同様であったとしても、被告は「同和地区 Wiki」（ドメイン「同和地区．みんな」）内の権利侵害情報の削除義務や損害賠償責任を負う。

（3）関連事件の結果

原告片岡が被告宮部に対する損害賠償請求債権を保全債権として、被告宮部の自宅不動産の仮差押命令に対する保全異議を申し立てた、本件の関連事件について、本年7月11日、横浜地方裁判所相模原支部は、仮差押決定を認可する決定を下した（甲79「平成28年（モ）第2058号」）。

同決定は、被告宮部を「同和地区 Wiki」の記事について、「削除したりデータの掲載停止を行うことが可能な権限を有していることは明らか」であることを理由にして、同和地区 Wiki の管理者であることを認め（13頁）、被告宮部が、「自ら開設した『同和地区 Wiki』の掲載された記事内容については、常日頃から十分にチェックし、把握していたものと考えられる」として、「情報の送信を防止する措置を講じるべきなのであって、そのような措置を取ることなく放置した場合には、債務

者自身が当該情報を掲載したと同視し得るものとして、当該違法な情報により生じた損害に対する賠償責任を負うものというべきである」と判断した（14頁）。

この判断は、結論として妥当であり、かつ理由づけも合理的である。被告宮部が、同和地区 Wiki の管理者としての責任を負うことは明らかといえる。

（4）裁判例の状況

ウェブサイト管理者に責任を課している裁判例として、動物病院対2ちゃんねる事件・東京地裁2002（平成14）年6月26日判例ダイムズ1110号92頁（甲50）では、ウェブサイト管理者に対し、当該ウェブサイト内の他人の名誉を毀損する投稿について、削除義務があること、損害賠償責任を負うことが認められた。この判例は、真実性・真実相当性の抗弁について管理者側がその存在を主張立証しなければならなかった。これは、書き込んだ者が誰かわからない掲示板という「危険なホームページ」を開設している者に対し、名誉権保護の見地から厳しい義務を課したものである。

本件でも、被告は、「同和地区 Wiki」メインページにおいて「編集者は、Tor を導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。Tor なしでの編集はできません。Tor の使用は読者・編集者を保護するためのもので、サーバーを保護することを目的としていません。」と述べている（甲51）。Tor（トーア、英語：The Onion Router）とは、以下に述べるように、IP アドレスを相手に知られることなくインターネットに接続したり、メールを送信したりできる匿名の通信システムである。すなわち、「同和地区 Wiki」書き込んだ者が誰かわからない掲示板という「危険なホームページ」なのである。

したがって、「同和地区.みんな」ドメインのウェブサイト管理者である被告も、原告らの権利を侵害する投稿について当然、削除義務を負い、

損害賠償責任を負うのである。

(5) 当該ウェブサイトの危険性

ア Tor (トーア) を利用した「危険」なウェブサイト

Tor とは、IP アドレスを相手に知られることなくインターネットに接続したり、メールを送信したりできる匿名の通信システムである。

Tor は使用者のコンピュータ、これにインストールする専用ソフトウェア及びインターネット網に存在するリレーサーバから構成されている。リレーサーバはP2P技術を応用して発信元のコンピュータから送信先のコンピュータまでの通信を中継するネットワークを構成している。一般的な通信の場合には、発信元のコンピュータと送信先のコンピュータとの間で直接通信が行われるのに対し、Tor を利用した通信の場合は、発信元コンピュータから世界中のインターネット上にあるリレーサーバのうち任意の3台を経由して、送信先のコンピュータと通信が行われる(甲52図1)。このとき、送信先のコンピュータには最後に経由したリレーサーバと通信が行われたという記録は残るものの、経由した各リレーサーバは当該通信に係る記録を残さないように設計されており、また、通信経路のうち最後に経由したリレーサーバと送信先のコンピュータを除いて、発信元コンピュータとリレーサーバ間及び経由したリレーサーバ間の通信は全て暗号化される。これらの仕組みにより Tor は送信先側のコンピュータに残る通信に係る記録から直接経路をたどって発信元を特定することを困難にしている。

日本では、2012年のいわゆる「パソコン遠隔操作事件」の発生を受け、Tor の存在がマスコミにより連日報道された。また、ここ数年、Tor を悪用した犯罪行為が発生しており、殺人予告やオンラインバンキング等への不正アクセス、2010年の警視庁国際テロ捜査情報流出事件でも使用が確認されている(甲52・甲54)。

そこで、警察庁の有識者会議は、2013年4月18日の報告書において「国内外でTorが悪用され犯罪に使われている状況を鑑みるに、対策が必要」として、末端となるTorノードのIPアドレスからアクセスがあった場合には通信を遮断するよう、国内のウェブサイト管理者に自主的な取り組みを要請する構えを見せている（甲52・甲53・甲54）。

また、警視庁サイバー対策課の下に設置された総合セキュリティ対策会議の報告書（甲52）や議事録（甲53）では、次のように報告されている。

「サイバー犯罪捜査においては、被害に係るコンピュータ端末等から得られる通信に係る記録を基に発信先を事後的に追跡することとなるが、高度匿名化技術はこの事後追跡を困難にするという点において極めて大きな障害となっている。」（甲52）

「Torについて諸外国で共通しているのは、Torが悪用された場合には通信履歴の追跡によって犯人を特定することは困難だということです。他方で、それに対する取組は各国ばらばらです。サイバー犯罪が国境を越えて行われることを考えれば、理想的には、世界中の関係国で同じ認識で対応していくことが望ましいのですが、各国との協調を待っていたのでは、現実にTorが犯罪に悪用されている状況に対して効果的な手が打てないのではないかというのが出発点です。そこで、事業者側の自主的な取組ということで、日本国内の事情に照らしてTorを使う必然性や必要性があまりないという前提に立てるのであれば、日本国内においてはTorからのアクセスを制限するという手法が犯罪の抑止という観点から有効ではないか、という形の提言には意味があると事務局としては考えております。」（甲53）

つまり、Torを使用してインターネット上で名誉毀損等の犯罪を行ったとしても、捜査の専門集団である警察ですら、「事後追跡を困難にするという点において極めて大きな障害」と述べ、Torの使用禁止

を求めるほど、犯人の特定が困難だということである。

そうすると、私人が、インターネット上での権利侵害の被害回復のために削除請求や損害賠償請求などの民事的措置を採ろうとする場合に、当該ウェブサイトへのアクセスが Tor を使用しなければできないようになっていけば、もはや記事の投稿者すなわち請求の相手方を特定することは不可能である。ウェブサイト管理者ではなく、記事投稿者を特定しなければ、被害回復できないとすると、被害者としては被害回復の途が閉ざされることになる。

そうすると、被告らが、「同和地区 Wiki」メインページにおいて「編集者は、Tor を導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。Tor なしでの編集はできません。Tor の使用は読者・編集者を保護するためのもので、サーバーを保護することを目的としていません。」(甲 5 1) と述べ、投稿者の特定ができないようにしているのは、極めて悪質であり、匿名の投稿しかできない環境を作出して「危険なホームページ」という場を提供し、人権侵害や差別行為を煽っている被告らは責任を免れない。

(6) 被告官部の実際の書込状況

さらに、上述した「同和地区 Wiki」の利用者一覧で、2016年3月29日現在で、「過去30日間に何らかの活動をした利用者の一覧」を表示したところ、Tottoriloop が65回の操作を加え、それ以外には、1名の利用者が3回の操作を加えただけだったことが示されている(甲 77)。

このことから、「同和地区 Wiki」が、被告らが主張するように、不特定多数の者が編集に関与していたのではなく、ほとんど被告官部が投稿し、編集を行っていたものであることが窺える。

2 ミラーサイトの記事掲載に対する被告らの責任

原告らは、「同和地区 Wiki メインページ」からアクセスすることができミラーサイト「部落解放同盟関係人物一覧」の記載内容がウェブサイト差止め仮処分命令発令後、被告によって変更されていることについて、主張を補足する。

この事実は、第1に、本件ウェブサイト目録3の「部落解放同盟関係人物一覧」は、そのドメインを被告宮部が保持していたにとどまらず、その内容についても被告らが中心になって作成したものであることを証明する間接事実となり、第2に、「同和地区 Wiki」は、誰がその情報を書き込んだか特定することはできないが、被告らは、その匿名性を利用することを目的としてT o rを導入し（甲51）、自らその匿名性を悪用して、仮処分命令申立後あるいは発令後も、積極的に情報の改変を行っていることを証明する間接事実となる。

また、被告らは、本件関連のウェブサイト差止め仮処分の審尋期日において、あたかもミラーサイトの編集や「部落解放同盟関係人物一覧」の作成には全く関わっていないかのような発言を繰り返しているが、上記事実は、その発言が全く信用できないことを裏付けることともなる。

(1) 本件訴訟提起

原告らは、2016年4月4日、横浜地方裁判所相模原支部に対して、仮処分命令の申立てを行い、同月18日、仮処分決定が発令された。

一方で、原告らを含む原告212名（原告部落解放同盟及び個人原告211名）が、翌19日には東京地方裁判所に、ウェブサイトの掲載の差止めや損害賠償などを求める本件訴訟を提起した。この訴状は、同年5月21日に被告宮部に、同月25日に被告三品及び被告示現舎宛てに送達された。

(2) 被告らの関与によるウェブ上の記事内容の変更

同和地区 Wiki 内の「部落解放同盟関係人物一覧」に記載されている事実関係には、きわめて多くの誤りがある。

しかし、本件の訴状を被告らが入手し、訴状に記載された個人原告らの氏名及び住所を被告らが確認した後、原告らの住所記載の誤りの多くが訂正され、あるいは、その前には「部落解放同盟関係人物一覧」に記載されていなかった個人の氏名と住所が加筆された。

一方で、本件については、訴訟記録の一部の閲覧制限が認められており、当事者目録の閲覧・謄写を行うことはできないし、2016年8月25日時点で原告ら代理人が閲覧謄写申請をしたところ、同時点までに閲覧・謄写の申請を行った者はいないことが確認された。なお、訴状は被告によって、示現舎ホームページ上で公開されているが、当事者目録は外されているため、ウェブ上に原告らの委任状に基づく情報が流出しているということはない。

よって、原告らの氏名及び住所について、原告側を除いて入手が可能なのは被告ら以外にはなく、「部落解放同盟関係人物一覧」の記載内容に変更を加えることができるのも、被告ら及び被告らから情報提供を受けた者のみである。

(3) 具体的なウェブ掲載内容の変更点

本年4月9日21時46分時点における「部落解放同盟関係人物一覧」中の本件原告(甲73に示す原告番号で以下表記する)に係る記載内容(記載内容Aとする)と本年5月30日23時37分時点における同一一覧のそれ(記載内容Bとする)とを比較すると(甲74)、以下のよう

に記載の内容に委任状にあわせた変更が行われている。

対照すれば明らかなように、この変更には、

①記載内容Aに氏名・住所の記載があり、記載内容Bで住所の記載が委任状にあわせ訂正されているもの

②記載内容Aに氏名・住所(途中まで)の記載があり、記載内容Bで

住所の記載が委任状にあわせ訂正されているもの

- ③記載内容Aに氏名（一部肩書が付されているものも存在する）のみの記載があり、記載内容Bで委任状上の住所が記載されているもの
- ④記載内容Aでは氏名も記載されていないが、記載内容Bで氏名と委任状の住所が記載されているもの

という4つのパターンがある。そして、以下で示すように、①ないし④はそれぞれ90件、18件、30件、11件、合計149件である。つまり、本件の個人原告211名のうち、7割以上に当たる149名について、訴状提出後約50日、被告らのうちもっとも送達が早かった被告官部の元に送達された後9日の間に、委任状（訴状の原告目録）の内容に従った変更が加えられていることになる。

変更数の多さ、変更パターンの多様性、変更が行われるまでの期間の短さからいって、正確な情報を有する者が目的をもって、これらの変更を行ったことは明らかで、本件の訴状の当事者目録がこの変更の情報源となったことについては疑いを挟む余地はない。

そして、この当事者目録を入手できたのは、被告及び被告の共同経営者のみであり、しかも、このタイミングで多数の変更が行われていることからして、この記載内容の変更を被告が行ったこと（あるいは、記載内容の変更が被告が深く関わっていたこと）は明らかである。

具体的な内容は以下のとおりである（原告番号の後に上記パターンのどれに該当するかを記載した）。

原告番号1（甲74・38頁）①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号2（甲74・4頁）①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号3（甲74・36頁）①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号5 (甲74・36頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号7 (甲74・36頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号8 (甲74・36頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号9 (甲74・36頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号10 (甲74・36頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号13 (甲74・41頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号15 (甲74・41頁) ④

記載内容A 記載なし

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号17 (甲74・41頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号18 (甲74・41頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

- 記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号20 (甲74・6頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号21 (甲74・41頁) ④
記載内容A 記載なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号23 (甲74・6頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号24 (甲74・32頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号25 (甲74・31頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号26 (甲74・34頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号27 (甲74・33頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号28 (甲74・31頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号29 (甲74・32頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致

- 原告番号 3 0 (甲 7 4 ・ 3 3 頁) ①
記載内容 A 記載あり、住所に誤り
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 3 3 (甲 7 4 ・ 4 2 頁) ①
記載内容 A 記載あり、住所に誤り
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 3 6 (甲 7 4 ・ 4 3 頁) ④
記載内容 A 記載なし
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 3 7 (甲 7 4 ・ 4 3 頁) ①
記載内容 A 記載あり、住所に誤り
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 3 8 (甲 7 4 ・ 4 3 頁) ②
記載内容 A 記載あり、住所不完全
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 4 1 (甲 7 4 ・ 3 9 頁) ③
記載内容 A 記載あり、住所なし
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 4 2 (甲 7 4 ・ 3 9 頁) ③
記載内容 A 記載あり、住所なし
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 4 3 (甲 7 4 ・ 3 9 頁) ①
記載内容 A 記載あり、住所に誤り
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 4 4 (甲 7 4 ・ 3 9 頁) ①
記載内容 A 記載あり、住所に誤り
記載内容 B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号 4 5 (甲 7 4 ・ 3 9 頁) ③

- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号46 (甲74・43頁) ④
記載内容A 記載なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号47 (甲74・22頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号48 (甲74・16頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号49 (甲74・16頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号50 (甲74・17頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号51 (甲74・17頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号53 (甲74・15頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号54 (甲74・18頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号55 (甲74・18頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全

- 記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号56 (甲74・15頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号58 (甲74・17頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号61 (甲74・16頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号62 (甲74・15頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号63 (甲74・17頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号64 (甲74・15頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号65 (甲74・17頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号66 (甲74・16頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号67 (甲74・16頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号68 (甲74・7頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号69 (甲74・7頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号70 (甲74・6頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号71 (甲74・11頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号73 (甲74・14頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号74 (甲74・13頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、住所に誤り(移記の際の誤りと思われる)

原告番号76 (甲74・7頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号77 (甲74・12頁) ③

記載内容A 記載あり、住所なし

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号78 (甲74・7頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号79 (甲74・11頁) ③

- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号80 (甲74・12頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号82 (甲74・9頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号83 (甲74・13頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号84 (甲74・11頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号87 (甲74・10頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号88 (甲74・7頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号90 (甲74・8頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号91 (甲74・12頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号92 (甲74・10頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り

- 記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号93 (甲74・8頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号94 (甲74・9頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号95 (甲74・2頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号96 (甲74・10頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号97 (甲74・8頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号98 (甲74・13頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号99 (甲74・12頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号101 (甲74・11頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号102 (甲74・13頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致

- 原告番号103 (甲74・13頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号104 (甲74・13頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号105 (甲74・7頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号106 (甲74・11頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号108 (甲74・11頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号111 (甲74・8頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号112 (甲74・13頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号113 (甲74・5頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号115 (甲74・8頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号116 (甲74・9頁) ①

- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号117 (甲74・10頁) ②
- 記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号118 (甲74・19頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号119 (甲74・20頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号122 (甲74・19頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号123 (甲74・19頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号124 (甲74・19頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号125 (甲74・20頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号127 (甲74・19頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号128 (甲74・21頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り

- 記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号129 (甲74・21頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号130 (甲74・21頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号131 (甲74・21頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号132 (甲74・21頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号134 (甲74・21頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号135 (甲74・44頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号136 (甲74・44頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号137 (甲74・44頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号138 (甲74・44頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致

- 原告番号140 (甲74・44頁) ④
記載内容A 記載なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号142 (甲74・44頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号143 (甲74・44頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号146 (甲74・45頁) ④
記載内容A 記載なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号150 (甲74・45頁) ④
記載内容A 記載なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号151 (甲74・24頁) ④
記載内容A 記載なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号153 (甲74・25頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号156 (甲74・25頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号157 (甲74・25頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号158 (甲74・25頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号159 (甲74・25頁) ③

記載内容A 記載あり、住所なし

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号160 (甲74・26頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号161 (甲74・26頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号162 (甲74・25頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号166 (甲74・24頁) ④

記載内容A 記載なし

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号167 (甲74・24頁) ④

記載内容A 記載なし

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号168 (甲74・24頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号171 (甲74・28頁) ②

記載内容A 記載あり、住所不完全

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号172 (甲74・28頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

- 記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号173 (甲74・28頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号175 (甲74・27頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号177 (甲74・26頁) ②
- 記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号178 (甲74・26頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号179 (甲74・28頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号180 (甲74・28頁) ②
- 記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号181 (甲74・27頁) ③
- 記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号182 (甲74・28頁) ②
- 記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
原告番号183 (甲74・27頁) ①
- 記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致

- 原告番号184 (甲74・28頁) ③
記載内容A 記載あり、住所なし
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号185 (甲74・28頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号188 (甲74・26頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号189 (甲74・26頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号190 (甲74・28頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号191 (甲74・28頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号192 (甲74・26頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号193 (甲74・26頁) ②
記載内容A 記載あり、住所不完全
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号194 (甲74・3頁) ①
記載内容A 記載あり、住所に誤り
記載内容B 記載あり、委任状と一致
- 原告番号195 (甲74・29頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号197 (甲74・27頁) ③

記載内容A 記載あり、住所なし

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号198 (甲74・27頁) ③

記載内容A 記載あり、住所なし

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号199 (甲74・26頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号202 (甲74・46頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号210 (甲74・47頁) ①

記載内容A 記載あり、住所に誤り

記載内容B 記載あり、委任状と一致

原告番号211 (甲74・47頁) ④

記載内容A 記載なし

記載内容B 記載あり、委任状と一致

第3 出版に係る被告らの責任

ここでは、被告らが、執拗に本件出版物を公開しようとしていることについて、主張を補充する。

1 『復刻・全国部落調査』の性質について

(1) 被告らの主張

被告宮部は、本件出版物の出版差止めを求める仮処分手続の中で、自ら、裁判所に対して『復刻・全国部落調査』を提出しており（甲55）、本件出版予定物を出版しようとする被告らの意思はきわめて堅固で、本件出版予定物が出版されるおそれは高い。被告らは『復刻・全国部落調査』と本件出版予定物とは同一ではないと主張したが、これは成り立ち得ない抗弁である。

(2) 両者は同一内容の書籍である

ア 内容の同一性

被告は別紙書籍目録記載の書籍名は『全国部落調査』であるところ、甲29は「復刻全国部落調査」であり、副題がない点で、別紙書籍目録の書籍とは異なるとしている。

しかし、被告が出版する予定だった書籍は、甲10の2頁目にあるように、表紙には「第1版」「復刻」「全国部落調査」「部落地名総鑑の原典」などと記載があり、当初から「復刻」は表紙に含まれていた。

そして、甲56のはしがきに相当する「復刻にあたって」や「目次」はこの本が「約200頁」であり、別紙書籍目録の頁数とも一致する。また、「復刻にあたって」からは、本書が『全国部落調査』を、①縦書きから横書きにし、②手書きからできる限りで活字にし、③「『各府縣部落調査』の現在地は原典にないもので、平成28年3月現在のものを、出来る限り有志で調査したもの」である旨記載されており、これは本件出版予定物の特徴として宣伝されていたものと一致してい

る。

イ 目的の同一性

なにより被告宮部自身がこれを「別紙目録1の関連資料として提出されている全国部落調査の内容を読みやすく活字化し製本したもの」であると自認しているのであるから、甲56は本件出版予定物と内容を同じくする著作物である。

被告宮部は、甲56は「『全国部落調査』に学術的価値があることを裁判所に説明するために資料として作成したものであって、頒布するためのものではない」と述べている。しかし、これも全く虚偽の主張である。

外見上から明らかなことだが、甲56にはバーコードが付されており、POSシステムによる販売情報管理が予定されている。また、この書籍にはISBN（国際標準図書番号）が付されており、奥付の記載も一般読者向けの記載になっているのであって、この書籍は単なる裁判のための資料ではありえない。

また、被告宮部は、2016年4月12日に「復刻・全国部落調査の印刷用データを公開します。欲しい方は各自製作してください」として、甲56を掲載している（バーコードの番号が一致しているので、表示されている書籍が甲56であることは明らかである）ので（甲57・3頁）、まさに甲56は頒布するために作成されたものといえる。

(3) 被告らの本件出版予定物を頒布する意思はきわめて強固である

甲56の奥付によれば、甲56は2016年4月15日に出版されている（上述したように、同月12日に甲56と同一のものがツイッターに掲載されていることからするとすでにその時点で存在していたものと思われる）が、これは、書籍に関して出版等を禁止する仮処分（以下「出版仮処分決定」という。）が出された本年3月28日より後のことであり、被告が出版仮処分決定をふまえ、同決定の別紙書籍目録記載の

著作物と一部題名の表記などに手を加えて、本件出版予定物と同内容の甲56を発行したことが明らかに窺える。

被告自身が運営するウェブサイト上で告知している内容(甲10)からしても、被告が執拗に本件出版予定物を出版し、あるいはデータを公開するなどの方法で、本件出版予定物の内容を広く社会に流布しようとしていることが明らかに窺える。

2 『5年のあゆみ』の性質について

(1) 『5年のあゆみ』発行

被告らは、本年4月、『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会 5年のあゆみ』(以下『あゆみ』という)を発行しネット上で販売していた(甲58)。

ここからは、本件出版予定物を出版しようとする被告の意思はきわめて堅固であることが窺え、今後も本件出版予定物が出版されるおそれが高いことは明らかである。

(2) 内容の同一性

これに対して、被告らは、『あゆみ』と本件出版予定物は異なる旨の主張を、仮処分手続で行った。

しかし、『あゆみ』の13頁以下は、本件出版予定物や別紙目録2と全く同内容である。また、横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号仮処分命令申立事件で提出された『復刻 全国部落調査』(同事件の証拠番号乙6)、『あゆみ』(同事件の証拠番号乙32)を比較しても、各都道府県の表部分はまったく同内容である。

(3) 執拗な頒布の意図

『あゆみ』が販売されたネット上のオークションでは、「話題の部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』の各府県別部落調査が掲載されてい

ます」と記載されている。これは、つまり、出版が事実上難しくなった『全国部落調査』が、社会内で話題となり、一定の人たちの関心を集めたことに乗じて、同一内容の書籍を売りつけようというものである。被告官部自身がツイッター上で本年4月5日「次の戦場」として「ぐるぐるオークション」を位置づけており（甲58の2）、被告が規制をくぐりぬけるような方法を模索しながら、本件出版予定物と同一内容の書籍の出版に固執していることは明らかである。

被告らが本件出版予定物を出版することを現在も狙っていることは本件保全異議申立てからも推認されるが、『あゆみ』は体裁のみに手を加えた本件出版予定物と同一内容の書籍であり、被告の意図は執拗かつ強固である。

しかも、2016年3月28日には、「自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙書籍目録記載の著作物出版、販売または頒布してはならない。」という内容の仮処分決定が発出されており、この『あゆみ』の出版は、仮処分決定に違反したものである。被告らが裁判所の決定をかいくぐり、原告らの権利侵害を行おうとする意思はきわめて強固といえる。

（4）全国部落解放協議会の性質

なお、被告らは、この『あゆみ』の名目上の作成者である全国部落解放協議会を「官部龍彦が書記局長を務める部落解放運動団体」とであると主張しているが、その実態は全く異なる。

被告官部は、2011年ころに「全国部落解放協議会」という団体を立ち上げた。立ち上げの理由は、2014年6月20日付のツイッターで、被告官部が「同和団体を名乗ればどのような違いが生ずるか実験するため、gooブログに『全国部落解放協議会』という名前で偽装ブログを開設していましたが、頻繁に記事が削除されるようになったので、偽装をやめました。いよいよ完全消滅してしまうかも知れません」と記載

しているように（甲59）、単なる「実験」であり、活動の実態もなく、「部落解放運動」のための組織ではなかった。このことは、同年5月7日付けのツイッターでも「全国部落解放協議会はネタ」との記載があることから裏付けられる（甲78）。

被告官部は、ツイッター上で、2016年3月31日に「再び、あの団体が動き出しました」という文章と製本された『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会5年のあゆみ』の写真を掲載し、休眠状態だったこの団体を用いて、文書の拡散を行うことを誇示した（甲60）。

さらに、被告官部は、「全国部落解放協議会」をこの書籍の作成名義として利用したばかりでなく、会員限定で同書籍を頒布するという手法をとり、同年4月23日には、「裁判所が、全国部落調査を公表してはいけないというなら、全国部落解放協議会の会員限定で共有するならいいのではないかと思ったわけ」と、部落解放協議会という集団を隠れ蓑にして、「会員になれば、『復刻 全国部落調査』の頒布が受けられる」旨宣伝した（甲61）。そして、本年4月末から、「部落研究の自由への妨害に対抗するため」と称して、インターネット上で「加入申込書」を公開するなどして会員を募集している（甲62ないし64）。

被告官部のツイッターによれば、

4月26日「全国部落解放協議会のサイトをどうしようかと思ったけど、こういう秘密結社的なものに適当なSNSが見つからないので、自分で作ってみようかと思う」（甲65）、

4月29日「全国部落解放協議会の加入者を募集します（甲63、募集の内容については示現舎のホームページ上、甲64）

4月30日「GW中には全国部落解放協議会グループサイトがひっそりと開設されます。会員だけに通知します」（甲66）

5月4日「全国部落解放協議会の加入希望者が40名となりました。ひとまず、明日にはグループサイトのログイン方法を通知します」（甲66）

5月18日「全国部落解放協議会のグループサイトを開設しました。会員各位にはメールしております。メールが届かない方は、迷惑メールに分類されてしまっていないかご確認ください」(甲66)などあり、全国部落解放協議会は、被告官部が主宰し、「全国部落調査」のデータを拡散することを目的とした団体として、4月末に新たに会員募集が行われ、一定の規模の会員が集まったことは明らかである。

その後も、「国土交通省国土制作局GISHPのデータを活用して、全国部落調査の5361部落のうち4793部落の緯度・経度を求めて地図に配置することに成功しました。裁判所から止められているので公開はできません。全国部落解放協議会の理念に賛同する部落民だけにお見せしています」(甲67)という被告のブログの記載(5月8日)からは、全国部落解放協議会の内部では、全国部落調査の内容を、さらに詳細に、利用しやすく加工したデータの頒布を行っていることが窺われる。

第4 原告らに生じた損害について

原告らに生じたあるいは生じることの蓋然性が高い損害については、部落差別の現状という観点からすでに詳述しているが、本準備書面では、それら損害の本件における特性について、主張を補充する。

1 インターネットによる人権侵害から生じる損害

(1) インターネットを利用した差別事件の特性

インターネットは各種のコンピュータネットワークを利用した電子情報のやり取りの集積であり、①情報発信の容易性、②情報発信者の匿名性、③情報の保存・転載の容易性（情報拡散の容易性）、といった特徴を有する。

そのため、インターネット登場以前における部落差別事件とは比較にならないほど深刻かつ広範囲な人権侵害が引き起こされる可能性があり、現実には発生している。

たとえば、「特定の地域を同和地区であると指摘」する例にしても、1975年以降発覚の「部落地名総鑑事件」では、探偵社の経営者などが企業を秘密裏に訪問し、世間に知られぬように「部落地名総鑑」を売りさばくという形態で発生しており、実際に「特定の地域を同和地区である」と認識できた人間は限られた。

しかしながら、本件のようにインターネットを利用して差別情報のバラまきを行うケースでは、被告自らが「地名総鑑の原点」「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ」などと差別情報の拡散についてツイッター上で宣伝して事態を煽っている（甲42）。同和地区とされる地域の情報を入手したいと考える者は、インターネットで検索を行えば当該情報にたどり着くことができ、電子化された情報をダウンロードして容易に同和地区とされる地域の場所を特定

できるのである。

このため、差別を引き起こす情報が拡散するスピードは高く、過去の「部落地名総鑑」事件の際と比較して格段の被害を生じている。

なお、被告官部は、本件に至って突然同和地区に関する情報をインターネット上でバラまき始めたわけではなく、例えば、「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」と題してインターネット上の地図に同和地区の所在を落とし込んだ情報を公開するなど、繰り返し、インターネットを利用して差別に利用される情報をバラまくことに固執し、深刻な被害を生じさせてきた人物である。この点については、追って主張を補充する。

（2）新たな部落差別に対応した新規立法がなされていること

2016年12月9日、部落差別解消推進法が国会において可決成立したが、同法はその第1条（目的）において、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と規定している。

法案の審議においても、「人権問題、差別についても、インターネットの影響などで差別の形態が変化してきているのではないかと思います。私も提出者の一人ですが、部落差別の解消の推進に関する法律案を目下御審議いただいておりますけれども、部落差別についても、インターネットを使ってさまざまな誹謗中傷がなされており、また、部落地名総鑑なるものを発刊、そしてネット上で販売しようとしている動きもあるようでございます」（2016年10月19日、衆議院法務委員会・甲68-2・22頁）であるとか、「法案の第1条の目的のところにもありますけれども、インターネットをはじめとする情報化の進展に伴って、半永久的に情報の閲覧が可能となる形で部落差別に関する情報が拡散しているなどの状況の変化があるということもまた厳然たる事実でございます」（同年12月

8日 参議院法務委員会・甲69-2・3頁)などの発言がなされているとおり、被告の行為を含め、インターネットで差別情報をバラまく行為が深刻な被害を発生させており、新規立法をもって同和問題(部落差別問題)の解消を図らなければならない旨の立法事実が存在していることが示されている。

なお、同法案審議においては、法務省(人権擁護局)が把握する同和問題に関する人権侵犯事件の件数が前提事実として検討されている(甲80)。その内容は、同和問題に関する人権侵犯事案の全体件数について、2013年に80件、2014年に107件、2015年度で113件で、インターネット上の情報につき法務省が削除依頼をした件数を特に取り上げている。削除要請の件数は2013年に5件、2014年で10件、平成27年で30件と急速に増加中であり、同法案がこのような事情の変化に応じて、改めて部落差別の解消につき必要な措置を定めていることが明らかである。この件数の検討の際には、「かつての同和地区の地名、世帯数、人口などが記載された全国部落調査復刻版なるものがインターネット上で出てきている、こういう事案もあるというふうに承知をしております」として言及されており(2016年12月8日 参議院法務委員会・甲69)、本件における被告の行為に関し、立法者が現に進行する深刻な人権侵害事案として把握していることも明らかとなっている。

さらに、同国会における「法務省では、インターネットを悪用した人権問題につきまして、2002年度から人権週間における啓発強調事項、すなわち特に強調して啓発すべき人権課題の1つとしておりまして、特に、近年はインターネットの普及、携帯電話やスマートフォンの利用者の増大に伴い、インターネットを悪用した人権問題が深刻化している状況を踏まえ」との政府委員答弁(2016年11月22日 参議院法務委員会・甲69)からも明らかなおとおり、法務省として、インターネットを悪用した

人権問題について、特段の取り組みが必要であると認識していることが明らかである。

このように、部落差別の中でも、インターネットを利用した人権侵害事案については特段の対策が必要なことは明らかである。

(3) 司法による救済の必要性

上記のとおり、法務省（行政当局）としてもインターネットを利用した部落差別問題の深刻化を適切に把握し、対策を講じていることは認められるものの、その対策は相手方が任意に協力しないと実効性がないという問題がある。

本件における被告らの各行為が発覚した後、原告らは被告官部に対して自主的に出版等を取りやめることを求めるとともに、法務省へ被告らの行為を報告し、法務省において被告らに対処することを求めた。

しかし、被告らは全くこれに対応しなかった。

「同和地区 wiki」の閉鎖を求められた被告は「仮にここで約束をしたとしても必ず破る」と嘯いてこれを拒絶し（甲11号証）、「同和地区 wiki」における被告の行為を「人権擁護上到底看過することができない」として「直ちに前記各行為を中止した上、今後、同様の行為を行うことのないよう」求める法務省の説示に対しては「単に文書を読んで渡す、それだけの意味しかない」（甲26号証）などと聞き直り、インターネット上における差別情報のバラまきを続行した。

裁判所の仮処分によりホームページからの情報の仮の削除が発令されてようやく、被告らは表向き情報発信を止めたのである（しかし、実際には、『あゆみ』の発刊のように、違法な情報発信を続けたことは、前述したとおりである）。

しかしながら、被告官部は「あとは、各自保存したデータで自由にやっ

てくださいませ。仮処分の効力は私に対してだけです」(甲30)、「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ」(甲42)などとツイッター上で発言し、全国部落調査の印刷用データをダウンロードすることを推奨して裁判所の出版禁止仮処分命令の脱法化を図るなど、何とかして差別情報を拡散し、金儲けをしたいという願望を吐露して恥じない。

現状は、裁判所による仮処分の発令がかりうじて、被告らの行為を掣肘する効果を果たしている状態であり、法務省による行政指導等には限界があり、司法権が人権擁護の役割を適切に果たすことが求められることが如実に明らかとなっている。

2 個人原告らのプライバシーの侵害

被告らは、「当事者目録記載の原告の情報からは、原告と『全国部落調査』と関係は一切読みとることができない」等の趣旨不明の主張を繰り返しているが、原告らの住所等を知る者やウェブサイト目録1及び2を見た者からすれば、「全国部落調査」に記載された地名から原告らが被差別部落出身者であることが判明するため、原告らのプライバシーを侵害するのは明らかであることはすでに訴状で主張したとおりである。もっとも、次に述べるとおり、仮に原告ら個々人の出自が判明しなくても、プライバシー権の侵害は明らかに認められる。

日本国憲法が平等権、差別されない権利を規定しているにもかかわらず、部落差別が未だに存在していることは厳然たる事実である。明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり、厳しい身分差別は依

然として続いた。この「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである。

こうした依然と続く部落差別には、結婚差別、就職差別等に代表される、いくつかの形態がある。たとえば、結婚差別とは、婚約もしくは結婚に際して、相手方あるいは配偶者の出自が部落であることを理由として、婚約に反対したり（させたり）結婚を解消したり（させたり）する行為をいう。反対等の理由としては、「部落」以外の理由を挙げることが多く、反対等の行為者は、家族や親族などの第三者が少なくない。このように部落差別は、特定人が特定の場所の出自であること等を理由にした差別である。つまり、誰が、どの場所の出自かを特定することが部落差別の前提となる。こうした部落差別の前提となる被差別部落の場所を特定するために作成・販売されたのが、訴状第2の4「『部落地名総鑑』の問題点」〔11頁以下〕で説明した「部落地名総鑑」であった。このような「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する本件出版予定物が出版されることはあってはならないのである。

このように誰が、どの場所の出自かを特定することが部落差別の前提となるのであるが、特定の「場所」の出自であることによる差別という部落差別の性質から、どの「場所」が被差別部落に該当するかという情報が重要な意味を持つ（このことは前記部落地名総鑑の存在や本件出版予定物の存在からも明らかである。）。つまり、部落差別においては、「場所」のみの情報も重要な意味を持つということである。そのため、特定の土地が被差別部落かどうかを調査し、被差別部落であると判明すれば排除の対象として取り扱う土地差別の問題も発生している。宅地建物取引において土地差別が顕在化する場合が多い。たとえば、大阪府住宅まちづくり部建築振興課の調査結果によると、「取引物権が同和地区又は同じ小学校区であるために取引不調になった経験」があると回答した業者が2割もいることが明らかになっている（甲

55-1)。また、「取引物権が同和地区内にあるために価格に影響した経験」があると回答した業者は約3分の1にものぼる（甲55-1）。さらに、このことは大阪府に限ったことではなく、鳥取県が実施した同和地区の物件に対する忌避意識についての調査においても、約2割が「同和地区にある物件を避ける」と回答した一方で、逆に「こだわらない」と回答した人は全体の約4割にとどまっており、同和地区に対する忌避意識が今なお残っていることがうかがえる（甲55-2）。すなわち、部落差別において、被差別部落の「場所」は中核的要素なのであり、土地差別が部落差別の中核的な課題になるのである。

このように被差別部落の「場所」に関する情報は、部落差別の中核的要素であることからすると、通常人であれば、公開を欲しない私生活上の事実であり、それ自体プライバシーの保護領域に含まれるものだといえる。本件出版予定物は、被差別部落の場所を特定しているのであるから、原告らのプライバシー権を侵害するのは明らかである。

第5 原告部落解放同盟の業務を円滑に行う権利の侵害

原告解放同盟の業務を円滑に行う権利は、被告らの行為によって、多面的な侵害を受けている。

第一に、被告らの行為は、これまで原告解放同盟の活動によって、行政や企業との関係で積み重ねてきた成果を無に帰するような効果を有するため、そのことによって、従前の業務と継続性をもって行われることが予定されている原告解放同盟の業務が実質的に阻害されるという侵害が発生している。これと密接に関連する、第二に、被告らの差別助長行為に触発された第三者あるいは被告自身の行為への対応を余儀なくされることにより、原告解放同盟の日常的な業務に支障が出るという形での具体的な妨害が生じる。第三に、構成員である同盟員の人格権が侵害されたことにより、総体としての団体の業務遂行への妨害が発生している。

そして、これらの権利侵害は、それぞれ原告解放同盟という団体の性格と密接不可分に関連しているので、まず、原告解放同盟の設立の趣旨や活動目的（「業務」）について概観し、その後、上述した3つの側面について主張を補足する。

1 原告解放同盟の概要

(1) 部落解放同盟の設立の目的

原告部落解放同盟は、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（甲1）として設立されている団体である。

この設立目的については、2011年に作定された綱領によれば「部落民とすべての人びとを部落差別から完全に解放し、もって人権確立社会の実現を目的とする」団体（甲70）、あるいは、2009年3月に採択された部落解放同盟行動指針でも、「日本社会における部落差別の撤廃を基軸とした取り組みを通して、あらゆる差別の撤廃をめざしながら、国内外

の人権・平和・環境を中心とした社会正義を追求する運動体」と規定され（甲71）、具体化されている。

この団体としての目的は、部落解放、被差別部落・部落民に対する差別の撤廃に関する、戦前からの長い歴史に裏付けられたものである。

1922年全国水平社創立大会では、「我々特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す。我々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す。我等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す」という綱領が採択された。また、日本における最初の「人権宣言」として名高い水平社宣言は、「過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々とによつてなされた我等の為の運動が、何等の有難い効果を齎(もた)らさなかつた事實は、夫等(それら)のすべてが我々によつて又他の人々に依つて毎(つね)に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そして、これ等の人間を勦(いたわ)るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際我等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは寧ろ必然である」として（甲72）、自らが差別と闘ふことで、自らを解放し、社会に人権を確立していくという運動の方向性を示している。つまり、原告部落解放同盟は、その前身である水平社時代から一貫して、部落差別を中心とした差別と闘ひ、ひいては人権が尊重される社会を作るということを目的としてきたのである

(2) 原告部落解放同盟の構成員

そして、原告部落解放同盟は、前項のごとき「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（規約3条）である。そして、ここでいう「部落住民」とは被差別部落に現在居住している人、「部落出身者」は被差別部落にかつて居住していた人を

さし、これら「部落民」は、部落差別を受ける可能性がある人たちである。原告部落解放同盟は、自ら差別と闘うという目的遂行のために、部落住民及び部落出身者で構成された団体である。

(3) 原告部落解放同盟の「業務」

では、原告部落解放同盟の「業務」とは何か。

綱領では、部落解放運動が「あらゆる差別を許さない社会意識と社会構造をつくりだし、差別から自由な人間変革をかちとる」ことをめざすとして、「憲法の基本精神の具体化」が活動の根幹にあるとしており(甲70)、綱領解説も「部落解放運動は憲法の基本精神の具体化を追求」として、以下のとおり、その具体的内容について触れている。「部落解放同盟は、近代日本社会の差別の社会的容認という状況のもとで、身命を賭して差別糾弾闘争を敢行し、不当な差別への異議申し立てをおこなってきた。これらの厳しい闘いは、戦後の『差別をされない』という憲法的価値観としての差別禁止を引き出した。この『差別禁止』という憲法的価値観は、その後の運動体や行政の努力と市民意識の発展のもとで、今日では社会的価値観として主流的位置に昇華しつつあり、法制度的規範として確立できるかどうかという段階に到達してきたと言える」(甲70)。

つまり、原告部落解放同盟の「業務」は、差別をなくすための憲法の基本精神の具体化を行うための活動一般をさすといえる。

2 活動の成果の減殺による「業務」妨害

(1) 原告部落解放同盟の従前の活動の成果

原告部落解放同盟は、部落問題とは部落差別の存在を容認・助長してきている社会関係の問題であるとして、結婚や就職、居住など人生の節目で発生する差別について、被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として

取り組んできた。具体的には、人事資料や身元調査のために悪用された「壬申戸籍」や「部落地名総鑑」について、各方面にさまざまな働きかけを行ってきた。

ア 「壬申戸籍」について

明治政府が作成した初めての全国的な戸籍が壬申戸籍である（1871年に戸籍法が制定、翌1872年に施行）が、この戸籍には、氏名・生年月日の他に「族称」、犯罪歴などが詳しく書かれ、「族称」欄には施行前の準備段階では「穢多」や「非人」などと記載があった。準備期間中だった1871年8月28日には太政官布告によって「解放令」が出されたが、戸籍簿には上記記載が残っているものも多く、また訂正後も「新平民」「元穢多」「元非人」など差別的記載がなされているものもあった。

これらが身元調べなどに悪用されたため、1925年、司法省は市町村長が職権で記載を抹消できる旨知らせ、1947年、司法大臣は戸籍簿を改製するように訓令を出した。

しかし、なお、1967年になっても、この壬申戸籍が就職差別に悪用されていたことが判明した。手数料を払えば市町村の窓口で誰でも他人の戸籍簿を見ることができ、戸籍の謄本や抄本の交付も受けることができたため、第三者が身元調査目的で戸籍簿を利用することができたためである。

1968年1月、原告解放同盟は「壬申戸籍」の廃棄要求闘争に立ち上がり、法務省に対して、差別的戸籍を公開して差別を拡散してきた責任と戸籍法の不備を追及した。法務省は、壬申戸籍について、同月11日には親族以外の閲覧を禁止し、同年3月4日には全面的に閲覧を禁止、市町村から各地方の法務局に回収する措置をとった（現在も厳重に保管）。さらには、1976年、戸籍法は国会で改定され、戸籍公開には一

定の制限が加えられるようになった。

イ 部落地名総鑑について

1975年、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが、これら「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。ダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が採用や結婚において被差別部落出身者を排除するためのものであるのは明らかであった。

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分な配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働

省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

1977年12月、労働省は、100名以上の従業員を抱えている国の事業所において「企業内同和問題研修推進員」を設置することを求める通達を、都道府県知事宛に発出した。部落差別調査を規制する条例も、1985年3月の大阪府「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の制定を皮切りに、熊本県、福岡県、香川県、徳島県で制定された。

また、法務省は発覚以後、各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、順次、回収された「部落地名総鑑」等（4種113冊と5種類のチラシ7枚）は、1977年9月、解放同盟中央委員長の立会いのもと、東京の大井清掃工場で焼却処分された。

その結果、部落問題をはじめとする人権問題に取り組み、研修等を計画的に行う企業があらわれ、各地に同和問題企業連絡会が結成された。

これらの成果は、明らかに、前述したような目的をもって行われた原告部落解放同盟らの活動の成果である。

(2) 被告らの行為による影響

しかし、被告らの行為は、リストアップされた全国の部落に対する情報に誰もがどこからでもアクセスできる状態を作り出すものであって、被告らが出版を準備した出版物は、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが高きわめて高い。これは、差別の解消をめざす原告解放同盟のこれまで積み上げてきた取組み（それは前述のとおり、企業や行政で一定の成果を勝ち得てきた）を水泡に帰することにつながる。

原告部落解放同盟の「業務」は継続性を持って行われているのであるから、これまでの取組みの成果が無効化されることによって、原告解放同盟の現在及び将来の活動には著しい支障が生じる。

3 被告の行為によって直接発生する「業務」に対する妨害

(1) 原告解放同盟の業務への支障

本件出版予定物の出版によって、これを見た第三者が、原告解放同盟本部や各支部あるいは構成員に対して、差別ハガキの送付や電話等の嫌がらせを受ける危険がある。また、被告の行為そのものに対して、原告解放同盟として対応を行う必要が生じたところ、その対応によって、原告解放同盟の通常の業務の遂行に支障を来し、ひいては業務の著しい能率低下を引き起こすおそれがある。

(2) 原告解放同盟のこれまでの具体的な対応状況

本件ウェブサイトへの記事掲載と本件書籍の出版について、原告解放同盟の役員らは、関係各所への働きかけや被告らへの対応などを余儀なくされ、通常業務の一部に停滞が生じるなど、すでに一定の業務遂行への支障が発生している。

ア 行政機関への申入れ

原告解放同盟中央本部は、本年2月15日、法務省に対して、①本件出版予定物は部落差別を助長するものと考えるが、見解を明らかにされたい、②この書籍が販売されないように具体策を図られたい、③作成者に対して厳正なる指導を行われたい、などを内容とする申入れを行った。

さらに、2月25日、北陸事務所が石川県と富山県に、2月26日、神奈川県連が横浜地方法務局に、3月9日、福岡県連が福岡県に、3月10日、京都府連が京都地方法務局に、愛知県連が名古屋法務局、名古屋市、愛知県に、3月14日、広島県連が広島県に、京都府連が京都府

に、3月18日、大阪府連が大阪府に、3月24日、福岡県連が福岡法務局に、4月21日、福岡県連が福岡県に、それぞれ申入れを行うなど、地方組織も同様の申入れや要望書の提出を行っている。

イ 出版・流通各社等への申入れ

また、これと並行して、原告部落解放同盟は、本年2月から3月にかけて、書籍を扱う出版・流通各社に対して、「書店における発行・販売などの取り扱いを行わないように強く要請する」という内容で申し入れを行った（これに対しては、ほとんどの関係者から「取り扱わない」という回答をいただいた）。また、インターネット通販のアマゾンに対しても予約販売の禁止を要請し、アマゾンはこれを了解した。

本仮処分に関しては、その後、被告が仮処分申立ての記録一式をヤフー株式会社が提供するオークションに出品したため、原告解放同盟は、ヤフーに対しても販売停止の申入れを行っている。

ウ 被告に対する申入れ

さらに、原告部落解放同盟は、本年3月3日、「示現舎 編集長 鳥取ループこと宮部龍彦様」宛にメールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求める」として面談を申し入れた。そして、被告代表者宮部と時間・場所について調整の上、同月8日午後、新宿の喫茶店で、原告解放同盟中央本部の西島藤彦書記長（原告のうち1名）及び大西聡事務長と被告代表者宮部（こと鳥取ループ）とは面談を行った。

被告代表者宮部は、被告ホームページ上に、「鳥取ループ」の名前で記事を掲載し、この経過について公開している（3月8日の面談について3月9日に掲載）。そこでは、原告西島が「差別が蔓延している状態で、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するというこ

とになる」と述べたのに対し、官部が「隠すことこそが差別を助長する」という自説を展開し、本件ウェブサイト目録1ないし3の掲載を自分が行っていることを前提として、『そもそも解放同盟は一政治団体であって、当事者ではなく、私がそのような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る』という旨を伝えた」という状況が報告されている（甲11）。

4 構成員の人格権の侵害による「業務」妨害

(1) 構成員の人格権侵害

まず、被告の行為によって、原告解放同盟の構成員たる同盟員について、プライバシー権や名誉権、差別されない権利といった人格権の侵害が生じていることは、訴状において個人原告に関して主張したとおりである

(2) 業務を遂行する権利の性格

ア 東京高裁平成20年7月1日決定

損害保険会社（株式会社）が、多数回・長時間にわたって電話を繰り返すなどした顧客に対して業務妨害禁止の仮処分を求めた事件の抗告決定（東京高裁平成20年7月1日）は、「法人の業務妨害に対する当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）ということができる。そして、このような業務を遂行する権利は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利ということができる」として、業務遂行権に基づく差止請求権を認めている。

同決定は、この法人による仮処分の申立ては、原告の被保全債権としての「営業権」は、単に営利行為一般としての財産的利益の追求のみを含むものではなく、財産利用権と個々の従業員の人格権との総体として

の「業務を遂行する権利」が被保全債権であるとして、法人の人格権に準ずるものとして取り扱ったものである。

たしかに、営業活動は、人の身体や精神に関する権利である人格権と直接結びつくものではない。しかし、現代社会において精神活動と身体活動を明確に分けて考えることは困難であり、また、「業務」に自然人たる従業員の行為が当然に含まれる以上、「業務」に対する妨害が従業員に対して受忍限度を超える困惑や不快を与えるときは、法人の業務に従事する者の人格権の侵害とも評価できること、法人が従業員に対する安全配慮義務を有するものであることからすると、上記決定の結論は当然であると評価できる。

イ 原告部落解放同盟における構成員の性質

権利能力なき社団では、構成員と団体との関係はもっと密接である。権利能力なき社団における財産の帰属は、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、各構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることができない「総有」であるとされ(最判昭和32年11月14日)、共有持分権の大きさを観念できないため、業務執行方法の決定には、結果的に構成員全員の合意が必要となると解されている。とすれば、原告解放同盟の権利行使は、構成員の個々の権利の総体として行われるものと観念することができるため、業務を遂行する構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してもより強くなるといえる。

さらに、上述したように、原告解放同盟は、差別解消という共通の目的を、憲法の基本精神の具体化を行うための活動一般である「業務」を遂行することによって、構成員自身が闘いとるということをめざす団体である。とすれば、原告解放同盟における「業務」は、その目的の特殊性からいって、「構成員」の人格権の実現と分かちがたく結びついてい

るといえる。

つまり、原告解放同盟の「業務」は、原告解放同盟の財産権を前提にしつつも、その構成員の人格権をその重要な内容とする総体としての保護法益である。

とすれば、構成員の人格権侵害が被告の行為によって発生しており、原告解放同盟の「業務」は構成員の権利を守るための活動であることからすれば、構成員の人格権が侵害されたことで、原告解放同盟の「業務」の侵害が発生していると評することができる。

以 上

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面・書証等提出書

2017年8月28日

東京地方裁判所民事第13部 御中 (FAX03-3592-9464)

被告 示現舎合同会社代表者代表社員 官部龍彦殿

官部龍彦殿・三品純殿 (FAX020-4664-2806)

原告ら代理人 弁護士 指宿 昭一 印

FAX03-6427-5903

頭書事件について、原告代理人は、下記書面を提出します。

記

- | | |
|----------|-----|
| 1 準備書面4 | 58頁 |
| 2 証拠説明書7 | 6頁 |

*書証(甲48~80)は郵送します。

準備書面・書証受領書

東京地方裁判所民事第13部 御中 (FAX03-3592-9464)

原告訴訟代理人 弁護士 指宿昭一 宛 (FAX03-6427-5903)

上記書面を受領しました。

2017年 月 日

被告示現舎合同会社代表者代表社員官部龍彦 印

被告官部龍彦 印

被告三品純 印

平成28年（ワ）第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件
 原告 部落解放同盟 外247名
 被告 示現舎合同会社 外2名

証拠説明書 7 (甲48～80)

2017 (平成29) 年8月28日

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健



同 山本 志都



同 指宿 昭



同 中井 雅人



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲48	示現舎記事 (示現舎とは何か)	写 2016年 4月20日	被告官部	被告官部が、「昨日、横浜地裁相模原支部の仮処分決定が届きました。決定の内容はこちらです。おそらく今度は間接強制がかけられるので、『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。」などと述べていること。	
甲49	意見書	写 2016年 6月20日	被告官部	被告官部が、横浜地裁相模原支部 平成28年（ワ）8号 間接強制申立事件の意見書においても「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである」などと述べていること。	

甲50	判例 (東京地裁2002 (平成14)年6月 26日 判例タイム ズ1110号92頁)	写	2003年 3月15日	判例タイム ズ社	ウェブサイト管理者に対し、 当該ウェブサイト内の他人の 名誉を毀損する投稿につい て、削除義務があること、損 害賠償責任を負うことが認め られた判例。
甲51	同和地区「Wiki」 メインページ	写	2016年 4月19日	被告官部	被告官部が、「同和地区 Wiki」メインページにおいて 「編集者は、Torを導入の 上、以下のアドレスからアク セスすることを要します。 Torなしでの編集はできませ ん。Torの使用は読者・編集 者を保護するためのもので、 サーバーを保護することを目 的としていません。」などと 述べていること。
甲52	報告書 (新たなサイバー 犯罪に関する課題 と今後の対策につ いて)	写	2013年3月	警視庁サイ バー対策課 総合セキュ リティ対策 会議	Torの匿名性の高さ等その 意味内容の説明。 Torの悪用例やTorの危険性 等Torの問題点。
甲53	会議発言要旨(第 3回)	写	2013年 1月31日	同上	同上。
甲54	Tor	写	2017年 1月5日	Wikipedia	同上。
甲55 -1	宅地建物取引業と じんけん	同	2014年4月	大阪府住宅 まちづくり 部建築振興 課	特定の土地が被差別部落かど うかを調査し、被差別部落で あると判明すれば排除の対象 として取り扱う土地差別が発 生していること。
甲55 -2	宅地建物取引業と 人権	同	2011年12 月	鳥取県	同上
甲56	復刻 全国部落 調査	写	2016年 4月15日	被告ら	被告官部が、本件仮処分決定 ②の答弁書の疎明資料(疎明 資料番号は乙6号証)として 「復刻・全国部落調査」を提 出したこと。

甲57	ツイッター (鳥取ループ)	同	2016年 4月12日	被告官部	被告官部が作成日の時期、個人に対して、「全国部落調査」の印刷・製本を推奨していたこと
甲58-1	ぐるぐるオークション	同	2016年 4月20日	被告官部 (アップロード)	被告官部が『あゆみ』をぐるぐるオークションで販売していたこと。
甲58-2	ツイッター (鳥取ループ)	同	2016年 4月5日	被告官部	
甲59	ブログ (鳥取ループ)	写	2014年 6月20日	被告官部	全国部落解放協議会というのが活動実態のない団体であったこと
甲60	ツイッター (鳥取ループ)	写	2016年 3月31日	被告官部	全国部落解放協議会の活動が書籍の出版と関連していることを被告官部自身が認めていること
甲61	同上	写	2016年 4月23日	被告官部	被告官部が全国部落解放協議会の会員に『復刻 全国部落調査』を頒布することを予定していたこと
甲62	ブログ (全国部落解放協議会)	写	2016年 4月24日	被告官部	全国部落解放協議会という団体がインターネットを用いて今年4月末ころから会員を募集していたこと
甲63	ツイッター (鳥取ループ)	同	2016年 4月29日	被告官部	
甲64	示現舎ホームページ	同	2016年 4月29日 ころ	被告官部 (コメント欄は除く)	
甲65	ツイッター (鳥取ループ)	同	2016年 4月25日 4月26日	被告官部	全国部落解放協議会は被告官部が主宰し、一定規模の会員が集まったこと
甲66	同上	同	2016年 4月30日～ 5月4日	被告官部	

甲67	同上	同	2016年 5月8日	被告官部	被告官部が、全国部落解放協 議会の会員に対して、被差別 部落関連情報を地図に配置し たものを頒布していること
甲68 -1、 2	法務委員会議事録	写	2016年10 月28日、 11月8日 (発行日)	衆議院事務 局	部落差別推進解消法の立法 経緯等。
甲69 -1、 2	法務委員会議事録	写	2016年12 月1日、22 日 (発行日)	参議院事務 局	
甲70	部落解放同盟綱領	写	2011年 3月4日	部落解放同 盟	債権者部落解放同盟の目的、 構成員、組織体制等。
甲71	部落解放同盟行動 指針	写	2009年 3月4日	部落解放同 盟	債権者部落解放同盟の行動指 針。
甲72	水平社創立時の綱 領・宣言	写	1922年 3月	部落解放同 盟	債権者部落解放同盟は、その 前身である水平社時代から一 貫して、部落差別を中心とし た差別と闘い、ひいては人権 が尊重される社会を作るとい うことを目的としてきたこ と。
甲73	当事者目録 (原告番号記入)	写	2016年 4月19日	原告ら代理 人	本訴訟の当事者目録中の原告 らに関する記載内容
甲74	「『部落解放同盟 関係人物一覧』の 版間の差分」と題 する文書	写	2016年 8月16日	原告ら代理 人	同和地区Wiki非公式ミラー中 「部落解放同盟関係人物一 覧」の4月9日の記載内容と 5月30日の記載内容の違い

甲75	「ビューロクラット」	写	2016年 3月29日	wikipedia	ビューロクラットが、利用者に削除者・巻き戻し者・インターフェース編集者権限を付与することができる、管理者の上に位置づけられる利用者権限区分等を意味すること。
甲76	利用者一覧	写	2016年 3月30日	被告官部	2014年5月7日、WikiSysop（ウィキシスオペ）、Tottoriloop（鳥取ループ）が登録されたことによって、同和地区Wikiが開設されたこと。
甲77	活動中の利用者一覧	写	2016年 3月29日	被告官部	「同和地区Wiki」の利用者一覧で、2016年3月29日現在で、「過去30日間に何らかの活動をした利用者の一覧」を表示したところ、Tottoriloopが65回の操作を加え、それ以外には、1名の利用者が3回の操作を加えただけだったことが示されていること。
甲78	ツイッター (鳥取ループ)	写	2014年 5月6日～ 5月11日	被告官部	被告官部が、2014年5月8日に「同和地区wikiを設置しました。まだほとんどコンテンツがなく、これから長い作業になります。接続にはTorが必要です。」と述べていること、同月11日には「同和地区Wikiのアドレスを微妙に変えました。こちらにアクセスしてください。例によってTorが必要です。」と述べ、変更後のURLを添付し、さらに「同和地区Wikiを開設しました。」と、自身が「鳥取ループ」として情報発信しているブログとリンクさせていること、同年5月7日に「全国部落解放協議会はネタ」と述べていること、等。

甲79	保全異議決定（不動産仮差押）	写 し	2017年 7月11日	横浜地方裁判所相模原支部 裁判官 萩原弘子	原告片岡が被告宮部に対する損害賠償請求債権を保全債権として、被告宮部の自宅不動産の仮差押命令に対する保全異議を申し立てた、本件の関連事件について、仮差押決定を認可する決定を下したこと、及びその理由。	
甲80	人権教育啓発白書（同和問題）	写	2016年 6月7日	法務省 文部科学省	法務省（人権擁護局）が把握する同和問題に関する人権侵犯事件の件数。	